

# 施設使用料適正化指針

平成 24 年(2012 年)3月 策定  
令和8年(2026 年)4月 改訂  
湖 南 市

## 目次

1 目的	2
2 基本方針	3
(1) 受益者負担の原則	
(2) 明確な使用料の設定	
(3) 使用料の減額・免除基準の見直し	
3 使用料の見直しの範囲	3
(1) 見直しの対象外施設	
4 施設使用料の設定	4
(1) 原価の計算方法	
(2) 利用者負担割合の設定	
(3) 平日・休日別の使用料の設定	
(4) 激変緩和措置	
(5) 実費徴収	
(6) 新規施設の使用料	
5 減免制度の基本的な考え方	7
(1) 減免規定の標準的な基準	
6 定期的な見直しと検証	8
7 市民への周知について	8

## 1 目的

行政サービスに対する需要が多様化する中、施設使用料の設定にあたっては、サービスを利用する人としらない人との均衡を考慮し、負担の公平性を確保しなければなりません。

また、施設維持管理経費等の削減に取り組み、財政運営の健全化を図る必要があります。

これらのことから、公共施設の使用料については、公共性・負担の公平性の観点からの統一的な基準を設定することを目的として、本指針を定めます。

## 2 基本方針

### (1) 受益者負担の原則

施設の利用者には、その利用の対価として使用料を負担していただき、施設の維持管理に要する経費の一部に充てています。しかし、使用料のみでは、施設の維持管理費の全てを賄うことはできず、不足分については税により賄うことになります。

このことから、施設を利用する人(受益者)と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくという、受益者負担の考え方を原則とします。

### (2) 明確な使用料の設定

負担の公平性の観点から、利用者(受益者)と納税者である市民のどちらもが納得していただける使用料の根拠が必要です。

このため、施設分類ごとに経費の考え方を整理し、利用者や市民にとって明確でわかりやすい設定を行います。

### (3) 使用料の減額・免除基準の見直し

受益者負担の原則により、利用者から等しく負担を求めることが原則ですが、一定の政策の目的を達成するために負担を軽減する必要がある場合には、その全部または一部を減額・免除(以下「減免」という。)することとしています。

しかし、利用者のほとんどが無料や減額となるような減免制度は、負担の公平性を損なうとともに、利用者層の固定化を招き、本来の使用料の意味をなさなくなってしまう。

そこで、本来の公共施設の目的に沿った利用となるよう、適正な減免の標準的な基準を策定し、適正化を行います。

### 3 使用料の見直しの範囲

対象施設は、本市が所管する公共施設を対象としますが、法令等でその使用料が定められている施設等、下記施設については対象外とします。

#### (1) 見直しの対象外施設

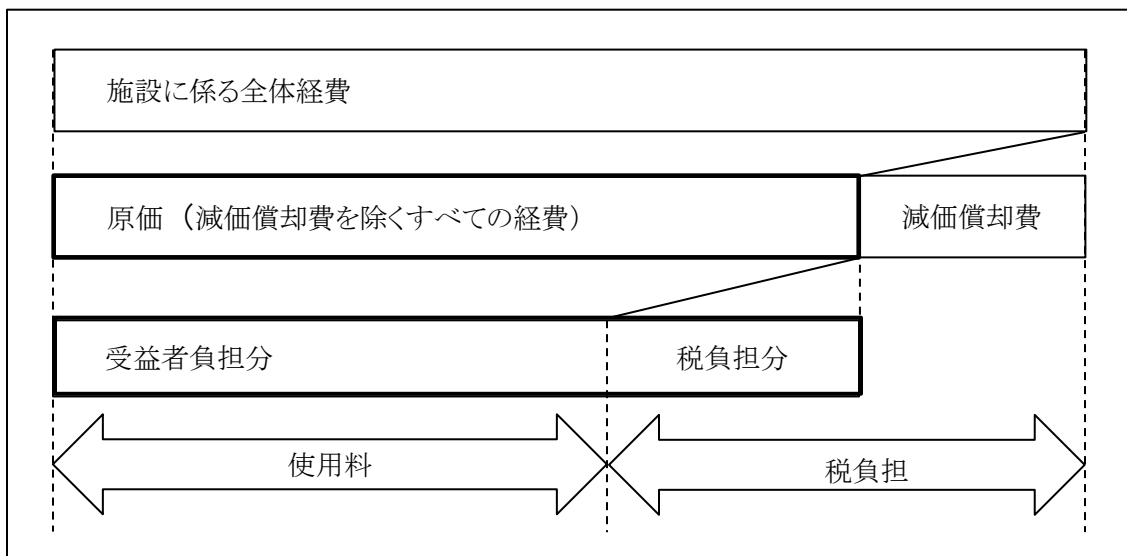
- ① 法令等により、使用料を徴収することができない施設  
例：小学校、中学校、図書館等
- ② 法令により使用料の算定基準が定められているもの、および国・県の算定方法や基準額に準ずる施設  
例：公営住宅、保育園等
- ③ 利用者が不特定多数のため、使用料を求めることが適切でない施設  
例：道路、公園等

### 4 施設使用料の設定

施設の管理運営費の一定割合を利用者(受益者)に負担していただくことを基本とし、次の算定方式により使用料を設定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{利用者負担割合}$$

#### 【使用料に関する経費の範囲】



(1) 原価の計算方法

- ① 施設の過去2年間の管理運営費の平均額を年間利用可能時間で除して、施設全体の1時間当たりの原価を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{施設全体の1時間当たりの原価} \\ & = \text{過去2年間の管理運営費の平均額} \\ & \quad \div (\text{年間利用可能時間} \times \text{過去2年間の平均施設稼働率}) \end{aligned}$$

- ② 対象となる居室等の利用可能面積を施設全体の利用可能面積で除した値に、①で求めた施設全体の1時間当たりの原価を乗じて、対象となる居室分の1時間当たりの原価を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{対象となる居室等の1時間当たりの原価} \\ & = \frac{\text{対象となる居室等の利用可能面積}}{\text{施設全体の利用可能面積}} \times \text{施設全体の1時間当たりの原価} \end{aligned}$$

グラウンド等の屋外施設は施設面積とする。

(2) 利用者負担割合の設定

公共施設は、市民の日常生活に必要不可欠なものとなっていますが、民間でも供給できるものや特定の市民のみが利用するものなど、さまざまなものが存在しております。このような公共施設の性質や利用者の違いなどを考慮せず、一律一律に負担を求めるとかえって公平・公正を損なうこととなります。

そこで施設のサービスの性質を「必需性」と「公益性」の視点により4つに区分し、その区分に応じた利用者の負担割合を設定します。

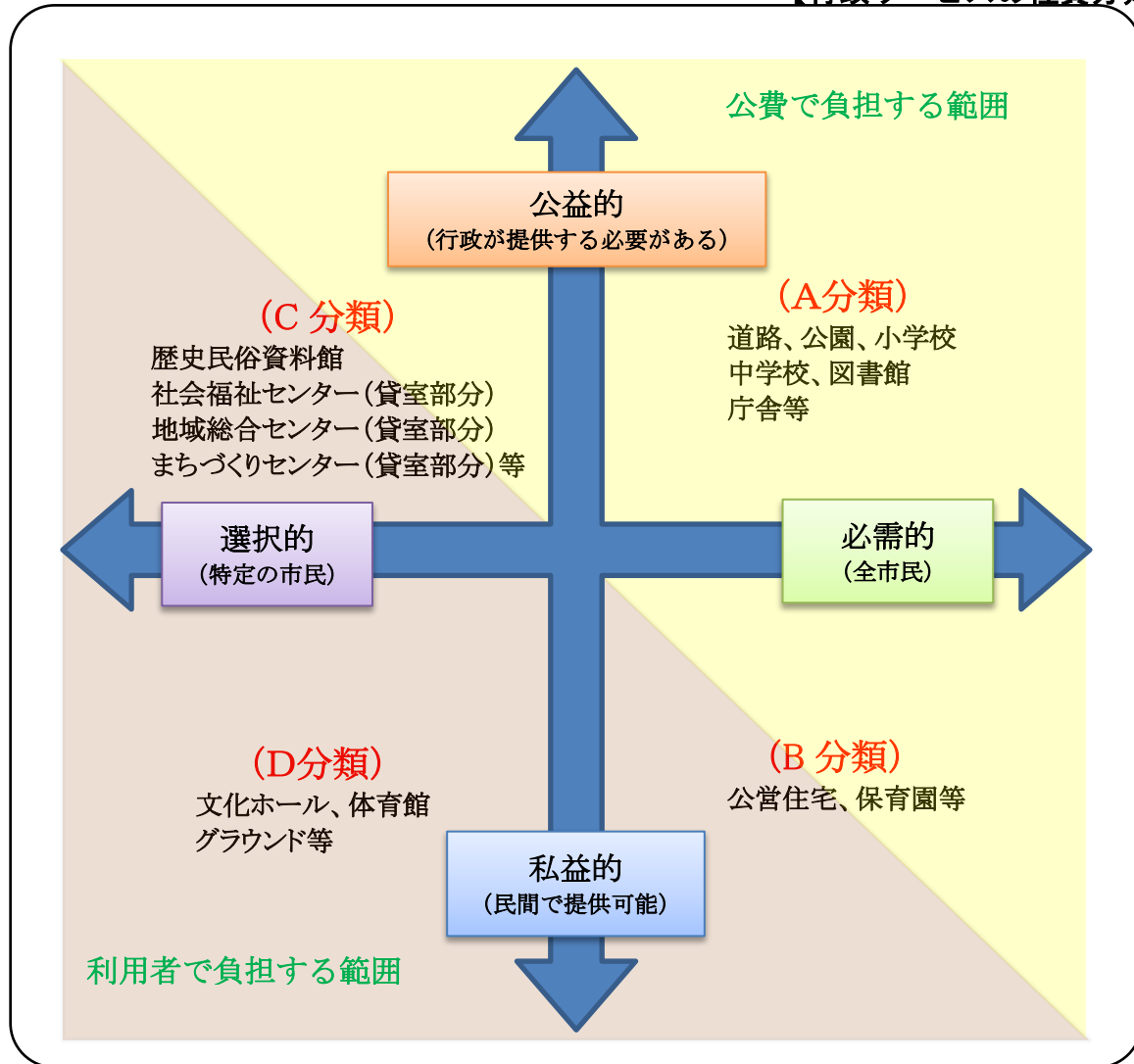
① 必需性

日常生活において、ほとんどの市民が必要とするもの …… 必需的  
より快適な生活や余暇のために特定の市民が利用するもの …… 選択的

② 公益性

民間による提供が難しく、主として行政が提供するもの …… 公益的  
民間で同様のサービスが提供可能なもの …… 私益的

【行政サービスの性質分類】



分類	施設分類	利用者(受益者)負担割合
A	公共性が高く、民間での提供は難しい。市民の大半が利用するサービス。	0%
B	民間でも提供されているが、市民の大半に必要とされる社会保障的要素を含むサービス。	50%
C	公共性が高く、民間での提供は難しいが、選択性が高い。個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるサービス。	50%
D	民間でも提供されており、選択性も高い。個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるサービス。	100%

### (3) 平日・休日別の使用料の設定

平日や休日によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とします。ただし、平日や休日に利用の偏りがある場合は、利用の実態等を勘案し、平日・休日別の使用料を設定できることとします。

### (4) 激変緩和措置

使用料の改定により、現行の使用料を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加し、大きな影響を及ぼすこととなります。これを避けるため、算定した使用料の上限については1.5倍を超えないものとするとともに、算定した使用料が近隣自治体も含めた類似施設の使用料と比較して著しく高いこと等により、利用率の低下を招く恐れがあると認められるときは、現行使用料との差額について、調整を図りながら改定使用料を設定することとします。

### (5) 実費徴収

施設使用料の設定における原価に含まれていない選択的サービスを提供する場合には、受益者負担の考え方を原則とし、実費分を徴収することとします。

### (6) 新規施設の使用料

複合施設として建替えを行う場合や新規施設を整備する場合等は、経費の算出根拠となる実績がありません。よって整備後の施設の管理運営経費の見込みや類似施設を参考にして、使用料を設定することとします。

## 5 減免制度の基本的な考え方

### (1) 減免規定の標準的な基準

使用料の減免については、過度な措置とならないよう、政策的に必要な特例措置として以下に掲げる標準的な基準を定めます。

ただし、減免の標準的な基準については、定期的に見直しをすることとします。

#### ① 免除

- ア) 市または市の附属機関が主催または共催して使用する場合
- イ) 市の附属機関ならびに公的機関から委嘱または任命された者・団体が公的な目的で使用する場合
- ウ) 区・自治会または地域まちづくり協議会が公益的な活動等に使用する場合

#### ② 上限 50%の減額

- ア) 各施設における減免規定を適用する場合

#### ③ 上限 100%の減額

- ア) 上記区分に該当しないが市長が必要と認める場合

## 6 定期的な検証と見直し

本指針に基づいた施設使用料の見直しにあたっては、利用者および市民全体に負担を求めることから、改定にあたっては十分な周知期間を設けることとし、使用料設定の根拠を明確に説明していきます。

また、社会経済情勢等の変動を勘案し、大きな変動がない限りにおいては、原則5年を目途に定期的な使用料の検証および見直しを行うこととします。

## 7 市民への周知について

使用料改定時には、対象となる施設と使用料体系について、広報紙、ホームページ、施設の窓口等において、十分な周知期間を設け、市民へ周知を図り、円滑に新使用料体系へ移行できるよう努めます。